

さいたま市小規模保育事業所等の設置について

小規模保育事業等は、認可保育所の整備が困難な駅周辺等の市街地において増加する0歳児から2歳児を対象とした保育需要に速やかに応え、待機児童の解消を図ることを目的としております。

設置にあたっては、所定の要件等を満たした上で、公募受付期間中に協議申込書の提出が必要です。公募のホームページと以下の内容についてよくご確認の上、協議申込書をご提出ください。

1 設置要件

(1) 事業申込者の条件

小規模保育事業所の設置を希望する事業者は、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準を満たすほか、次の条件を満たすことを必要とします。

- ① 事業者が個人である場合においては、租税の滞納がないこと。
- ② 事業者が法人である場合においては、直近の会計年度において、特定教育・保育施設を営営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、複数年連続して損失を計上していないこと。
- ③ さいたま市暴力団排除条例（平成25年4月1日さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ④ 事業者が既に保育に係る事業を実施している場合においては、法に基づく調査等により改善等を要するとされた事項について、適切に対応していること。

(2) 施設設置要件

- ① 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であること。
昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断の結果、耐震補強の必要がないと認められる施設であること。
- ② 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。
※ 建築確認を行っていない建物である場合、申込不可とする。
- ③ 検査済証がない建物において、事業実施場所の延床面積が200㎡以下の場合については、ア、イ、ウいずれかの書類を提出すること。
ア) 建築台帳記載事項証明書
※ 検査年月日及び検査済証番号が確認できること。
イ) 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告対象建築物に該当する場合、定期報告書及び報告済証
※ 報告書において、改善が必要であると判断された項目については、改善結果を提出してください。
ウ) 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づいた法適合状況調査の調査報告書
※ 協議申込時点において調査未実施の場合は、「①事業計画が承認された場合には法適合状況調査を実施する旨、及び②当該調査の結果、不適合事項が判明した場合は当該事項を確実に是正する旨」について、建物所有者との合意書を提出して下さい。
- ④ 事業実施場所の延床面積が200㎡を超える場合、事業計画承認後、速やかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第87条に基づく、「特殊建築物（保育所）」に変更する用途変更を行うこと。
- ⑤ ④に該当しない場合、当該施設が保育所用途として建築基準法の単体規定に適合する旨の建

築士による判定書（参考様式あり）を事業計画承認後に提出すること。

⑥ 建物1階に設置を予定している申込について、優先的に協議を行う。

(3) 施設設備等の基準

乳児室又はほふく室	0～1歳児 1人当たり 3.3㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳児 1人当たり 1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳児 1人当たり 3.3㎡以上 (近隣の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)
調理設備	設 置 ※ 連携施設から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備
トイレ	設 置
保育用具	設 置

※ 有効面積が基準面積を満たすこと。有効面積とは、内法面積から造付け・固定造作物（ロッカー、子ども用収納棚、手洗い器、ピアノ等）を除いたものをいう。

※ 保育室には、児童手洗い設備を設けること。

※ 乳児設備として、沐浴が可能な環境を整えることが望ましいこと。

※ 出入口のほかに非常口（避難口）を設置すること。なお、非常口（避難口）は、火災等非常時に児童及び職員の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

※ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号。以下「最低基準」という。）第28条7号に適合すること。

2 運営要件

(1) 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を遵守することとし、事業所の施設長は、保育所保育指針の内容について熟知していることが求められます。

(2) 保育所等との連携（「連携施設」の設定）

小規模保育事業所は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、認定こども園又は幼稚園（以下「連携施設」という。）を適切に確保する必要があります。詳しくは、「最低基準第6条」及び「さいたま市連携施設の確保に関するガイドライン」をご確認ください。

① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援

② 必要に応じて、代替保育（事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該従事者に代わって提供する保育をいう。）の提供に関する支援

③ 当該事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供する支援

※ ③については、「連携施設確保に係る協議報告書」により、2歳児定員分の連携枠の確保に向けた協議状況を確認させていただき、事業計画を承認します。その後、認可申請書提出時に、連携枠の確保について、連携施設との「覚書」等を提出していただきます。

(3) 開所時間

開所時間は、1日につき連続した11時間とし、午前8時30分から午後5時までを必ず含むものとします。

(4) 休所日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）を休所日とします。ただし、当該日を開所日とすることは差支えありません。

(5) 職員配置

施設長		必 置（保育従事者と兼務可）
保育従事者	資格	保育士 ※ 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる
	配置割合	【0歳児】3：1 【1・2歳児】6：1 ※ 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置
嘱託医 嘱託歯科医		必 置 ※ 児童の健康診断や健康管理に関する支援を連携施設の嘱託医及び嘱託歯科医から受ける場合は置かなくてよい。
調理員等		必 置 ※ 調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は置かなくてよい。

※ 栄養士は、配置あるいは連携施設に配置されていることが望ましいこと。

(6) 施設長

① 常勤職員である保育士

② 認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、市認定保育施設（ナースリールーム、家庭保育室）、他市町村の地方単独保育施策による保育施設、企業主導型保育施設及びその他児童福祉法第59条の2の規定により届出をしている認可外保育施設で保育士として3年以上の勤務経験を有している者

(7) 給食

原則として施設内で調理すること。ただし、連携施設等からの外部搬入を行う場合はこの限りではありません。

(8) 経理

当該小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。

(9) 苦情処理

苦情解決の仕組みを整備してください。（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）

(10) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取り扱う必要があります。

3 選考について

(1) 選考方法

① 書類審査

記載事項により、「最低基準」、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年さいたま市条例第 52 号。以下「運営基準」という。）」及び「さいたま市家庭的保育事業等認可等実施要綱（平成 27 年 3 月 27 日子保幼第 2428 号。以下「要綱」という。）」に基づく基準を満たしているか審査を行います。

② 現地調査

申込書類どおりの設備、運営状況となっているか、現況確認するため調査を行います。

なお、必要に応じてヒアリングのために来庁いただく場合もあります。

③ 選考結果通知

認可候補事業者を選考し通知します。

(2) 選考基準

「最低基準」、「運営基準」及び「要綱」に基づく認可・確認基準を備えていることを前提とし、社会福祉事業者として法令を遵守し、小規模保育事業の適切かつ安定した運営が見込めるかを審査します。

その他、評価基準については、以下の項目等を審査します。

① 保育施設設置者としての安定した運営実績があること。

② 財務状況等（財務状況、預貯金残高、借入れ残高）

- ・年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有しているか
- ・直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を営む当該主体の全体の財務内容について、複数年連続して損失を計上していないこと、債務超過の状態でないこと等、財務内容が適正か

③ 本市の待機児童対策に効果的な立地条件にあるか。

- ・計画地の保育需要
- ・周辺の小規模保育事業所等との距離、位置関係
- ・駅からの距離

4 その他注意事項

(1) 募集について

① 「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「最低基準」、「運営基準」及び「要綱」による基準を遵守し、社会福祉事業として運営することが見込める事業者を認可候補事業者として選定しますので、各法令等をご確認の上、協議申込みをしてください。

② 協議申込書が提出され、事業計画が承認された場合でも、事業認可を確約するものではありません。事業開始に向けて協議を開始し、本市各地域の保育需要等を鑑み、確実に適正かつ安定的に運営可能か確認した施設を「さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に諮問したうえで、認可することとなります。

③ 小規模保育事業所等において、宗教の教義を広め、儀式行事を行う等、信者を教化育成することを目的とする活動又は政治上の主義を推進することを目的とした活動は行わないでください。

④ 小規模保育事業所等へ入所するにあたり、本市から保育の必要性が認定され、利用調整を受けた利用者と事業者が公的契約を結ぶことになります。入所に関しては、利用者が保育の必要性の認定を受け、利用調整がなされた場合には、保育の応諾義務があり、正当な理由がない限

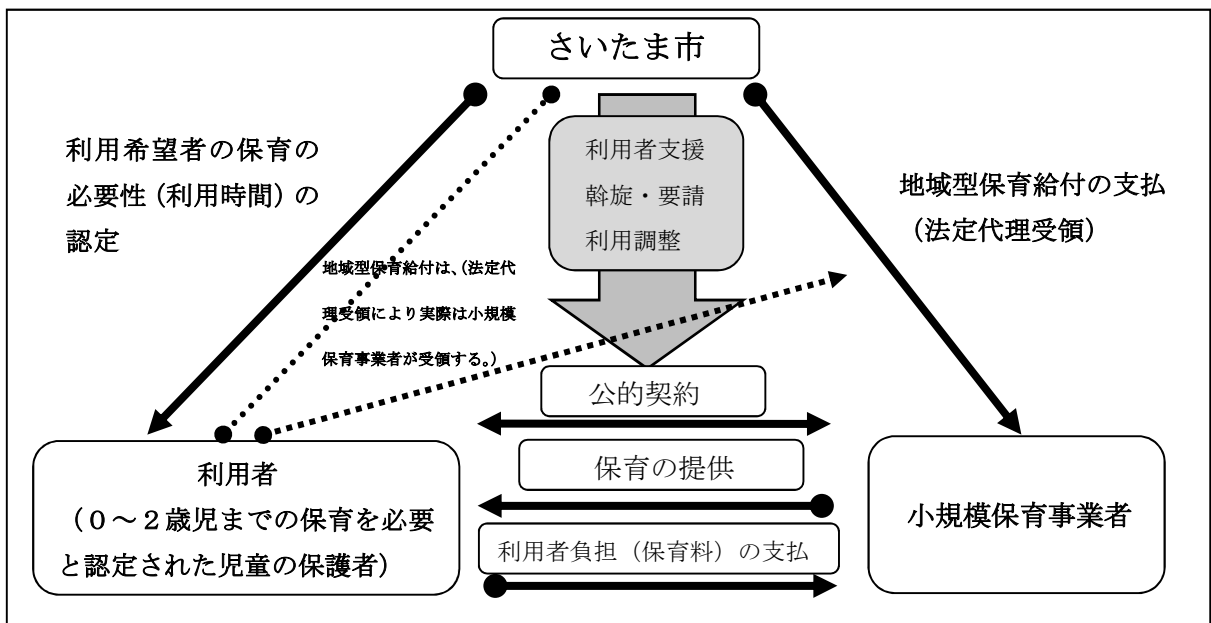
り入所を拒否することはできません。

- ⑥ 本市認定保育施設からの移行を希望される場合、整備年度における2歳児（翌年4月1日：3歳児）については、認可保育所、認定こども園、ナーサリールーム等に申込みを行う必要があります。0、1歳児については、一定の基準日に在籍しており、保育の必要性が認められる場合は、原則、移行後の小規模保育事業所を利用することができます。

(2) 申込について

- ① 協議申込書及び「小規模保育事業等申込書類一覧」に記載の添付書類が必要です。記入漏れや不足がないよう必ず事前に確認した上で、提出してください。
- ② 理由の如何を問わず、締切日までに提出書類が揃わない場合は、協議対象から除外します。
- ③ 選考後に提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、協議対象から除外します。
- ④ 選考後、事業開始に向け小規模保育事業等の整備協議を進めることとなりますが、公募において指定した事業開始日（原則翌年4月1日）に適切な事業開始が見込めない場合は、認可の対象としません。

【小規模保育事業の運営の仕組み】



5 問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 本庁舎2階

さいたま市役所 子ども未来局子育て未来部 のびのび安心子育て課 施設整備係

TEL：048-829-1868

FAX：048-829-2516

メールアドレス nobinobi-anshin-kosodate@city.saitama.lg.jp

※本文中で引用している条例の内容につきましては、「さいたま市例規集 (<https://www1.g-reiki.net/saitama/reiki.html>)」よりご確認ください。なお、直近の改正事項が反映されていない場合がありますので、詳しく確認されたい際は、当課へお問い合わせください（本文の内容に関連する未反映事項はありません）。